

# 週休2日対象工事の実施状況(指標定義の見直しについて)

## 背景

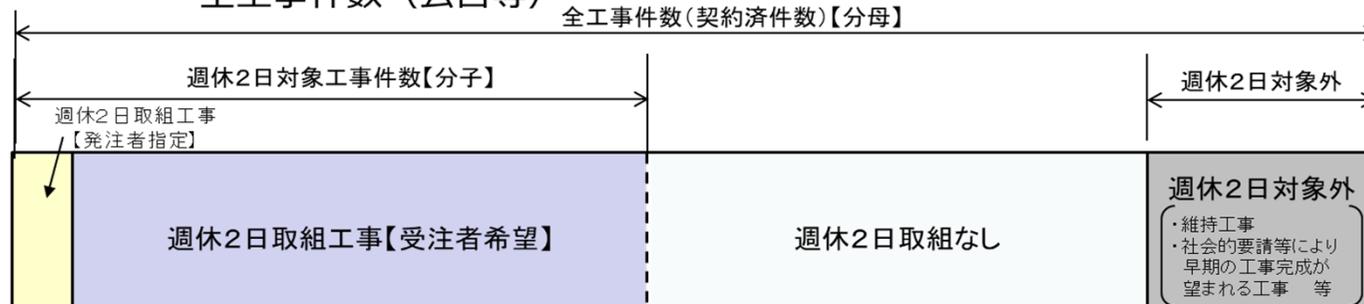
- ✓ 労働基準法改正に伴い時間外労働の上限規制が設定され、**建設業においてもR6年度から適用**
  - 「週休2日対象工事の実施状況」を全国統一指標に設定
- ✓ 現在の指標は週休2日の対象外となる工事が含まれていることから、R6年度の目標値が1.0でなく、法律の趣旨に則ったわかりやすい指標となっていない
- ✓ **週休2日の対象外工事の明確化及び指標の定義の見直しR6年度の目標値1.0への見直しを実施する。**

## 指標の定義見直し

R2まで

$$\text{週休2日対象工事の実施状況} = \frac{\text{週休2日対象工事}^{\ast}\text{件数 (公告等)}}{\text{全工事件数 (公告等)}}$$

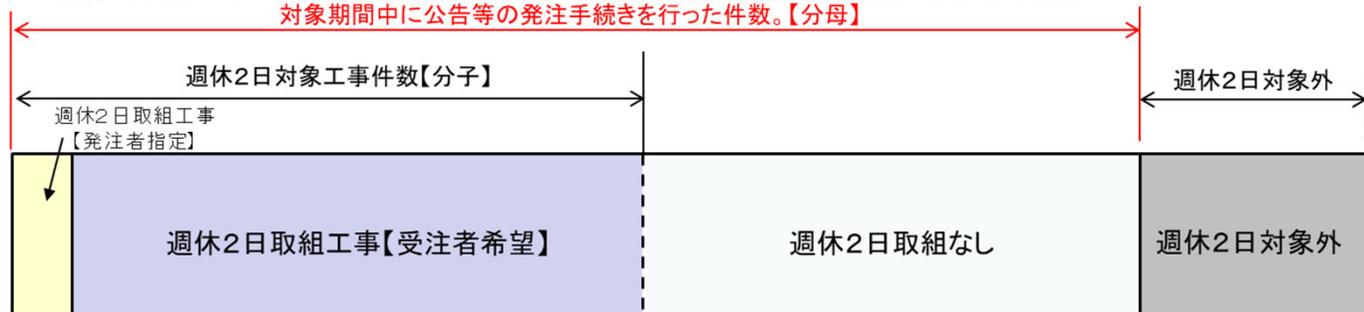
※ 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事。



見直し

$$\text{週休2日対象工事率} = \frac{\text{週休2日対象工事件数 (公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$$

週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。【分母】



# 【工事】②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)(地域ブロック単位)

令和4年1月14日 国土交通省  
記者発表資料より抜粋

週休2日対象工事率 =  $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$  ※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国等、都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

週休2日公告対象件数 : 週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。以前の指標の分母の定義(全工事件数)から見直しを行ったもの。

週休2日対象工事件数 : 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間 : 当該年度(4月1日～3月31日)とする。

## ■週休2日対象工事率の実績値(R2)

凡例(週休2日対象工事率)

週休2日対象工事率0.5以上

週休2日対象工事率0.3～0.5

週休2日対象工事率0.1～0.3

週休2日対象工事率0.1未満



データ抽出時点: 令和3年12月

## ■参考値(R1)※1、実績値(R2)と目標値(R6)

分母の対象とする工事の見直しを行っており、一部の地域では今後も目標値等の変更を予定

地域ブロック	週休2日対象工事率			対象範囲
	参考値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)	
北海道	0.61	0.80	1.00	北海道
東北	0.35	0.62	0.75	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.26	0.44	0.80	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.23	0.67	1.00	新潟県、富山県、石川県
中部	0.43	0.80	0.70	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.30	0.76	1.00	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.32	0.76	1.00	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.39	0.68	1.00	徳島県、香川県、愛知県、高知県
九州	0.26	0.65	1.00	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.39	0.55	0.80	沖縄県
全国	0.32	0.64	—	

※1 定義の見直しにより単純比較できないため参考値とした。